

「一人ひとりが大切にされ、
幸せを実感できるまちづくり」
をめざして

田辺市人権施策基本方針
改定版

—概要版—



田 辺 市

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくります。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくります。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります。

人権とは

すべての人が、人間らしく生きていくために、生まれながらに持っている大切な権利のことをいいます。

すべての人の人権が尊重され、幸せを実感できるまちづくりを進めていくためには、自分の人権だけでなく、他人の人権についても正しく理解し、お互いに人権を尊重しあうことが大切です。

第1章 はじめに

基本方針改定の趣旨

田辺市では、田辺市総合計画の基本理念とする「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」をめざして、平成19年3月に「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権施策の総合的かつ効果的な推進に取り組んでいます。

しかし、私たちの身の周りでは、子どもに対する虐待や、女性に対する人権侵害、高齢者等を狙った詐欺、障害のある人への偏見、学校や職場におけるいじめや嫌がらせ、同和問題など、いまだに多くの課題が残されています。

また、インターネット上での差別的な書き込みやプライバシーの侵害、災害時における人権問題なども発生しており、その対応が求められているところです。

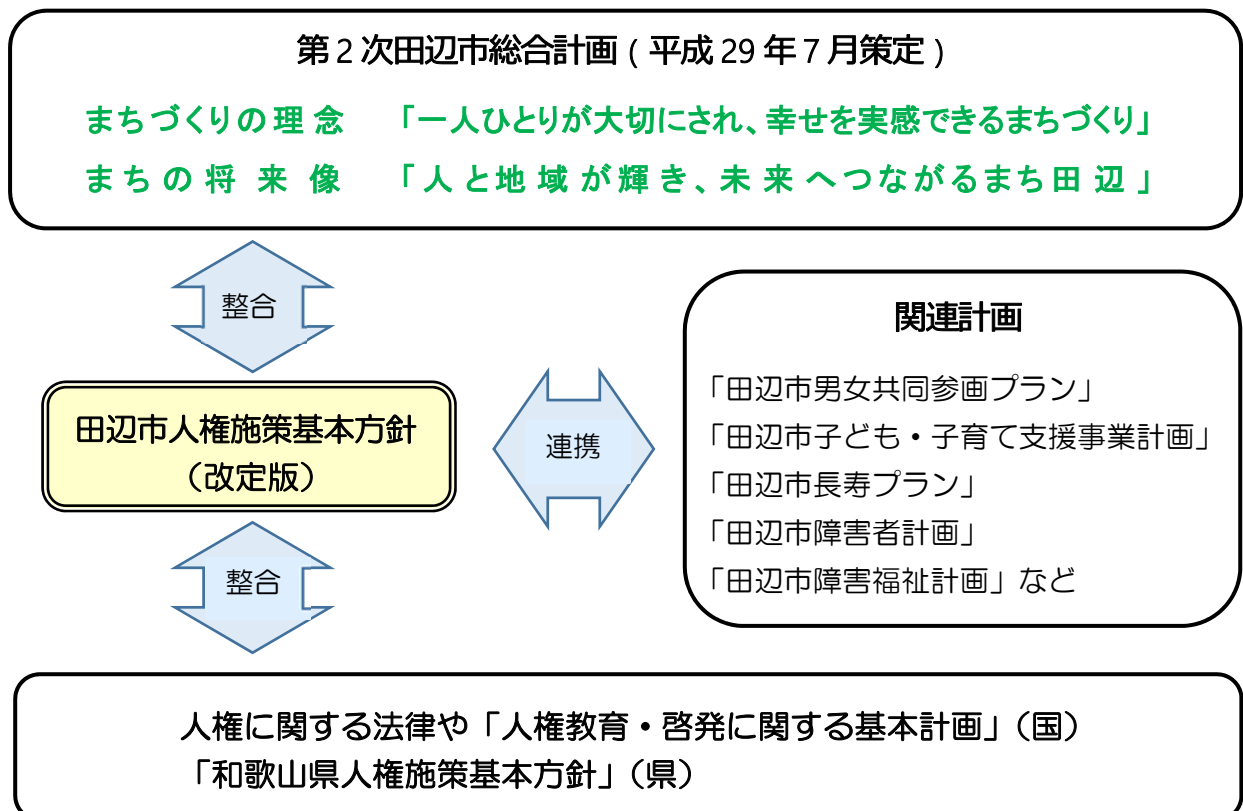
このため、田辺市では、これまでの取組の成果を踏まえるとともに、人権を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、平成31年3月に「田辺市人権施策基本方針」の改定を行いました。

基本方針の位置付け

この基本方針は、まちづくりの理念「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」のもと、市民、行政及び関係機関等が連携して人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向を示すものです。

また、人権に関する様々な法律等との整合性を図るとともに、田辺市の実情に応じた人権教育・啓発に関する施策を実施するために策定したものです。

基本方針と田辺市総合計画等との関係性

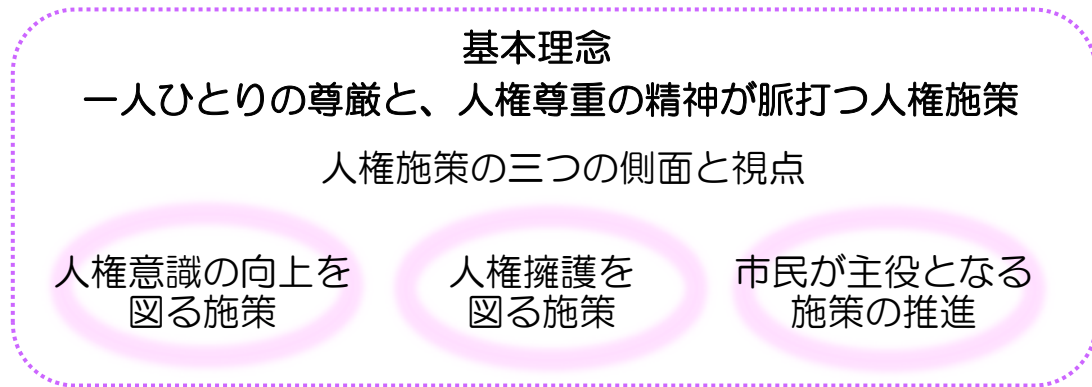


第2章 人権施策の基本的な考え方

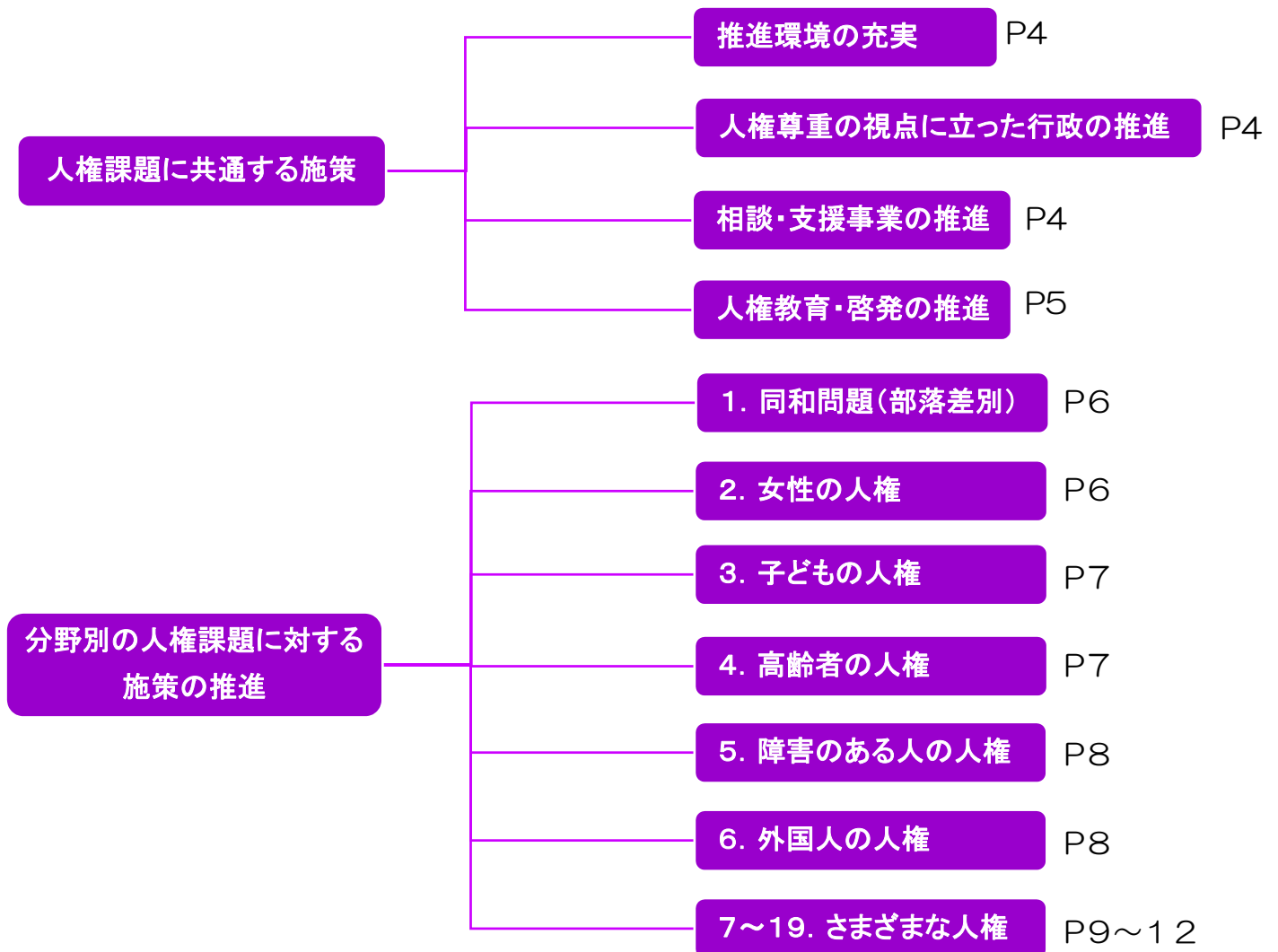
基本方針の体系図

この基本方針では、「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とし、市民一人ひとりの人権が守られ、日常生活の中に、人権尊重の精神が脈打つよう、人権施策を進めていきます。

また、基本理念に基づいて、三つの側面と視点を設定しています。



基本理念に基づき、以下の体系にしたがって、具体的な施策を展開します。



第3章 人権施策の推進

推進環境の充実

日常生活の中にある様々な人権問題に「気づき」、そして「行動」につながるような人権施策を推進するため、推進環境の充実を図ります。

イラスト

人権尊重の視点に立った行政の推進

市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、様々な場面で人権尊重の視点に立って、業務を行います。

イラスト

相談・支援事業の推進

田辺市では、各機関と連携を図りながら、人権に関する相談を行っています。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人に関する相談や、子育て、いじめ、不登校、ひきこもり等に関する相談など、各種相談窓口を設置しています。

市民にとって身近で信頼できる相談・支援体制の充実を図ることや、相談窓口の設置について、広報等を通じて周知に努めます。

イラスト

人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を進めるにあたっては、人権に関する知識の習得だけではなく、身の周りにある具体的な人権課題の解決に結びつけていくことが大切です。

そこで、すべての人の人権が尊重される社会を実現するために、「人を大切にする教育」の基本方針も踏まえ、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・職場等あらゆる場や機会において人権教育・啓発を推進します。

家庭や学校等での人権教育

- ◆相談支援体制の充実
- ◆豊かな心を育む家庭教育や子育てに関する学習の場の充実
- ◆発達段階に応じた人権教育の推進
- ◆PTA や保護者会における学習会等への支援

社会教育の場での人権教育

- ◆社会教育施設や社会教育関係団体等において、人権に関する関心を高めるため、人権教育・啓発に取り組みます。
- ◆生涯学習推進の中で、市民の主体的な人権学習を支援します。

企業・各種団体等での人権教育・啓発

- ◆企業や各種団体における人権教育・啓発の取組を促進するため、人権に関する情報提供やDVD教材等の貸出し、講師派遣等の支援を行います。
- ◆県や関係機関と連携し、企業活動における人権問題の解決に向けた取組を進めます。

特定の職業に従事する者に対しての人権教育・啓発

- ◆市職員、保育関係職員、教職員、医療関係者、福祉関係者など、特に人権に関わりの深い職業に従事する者に対する研修等の充実に努めます。

分野別の人権課題に対する施策の推進

私たちは、社会生活の中で誰かに支えられ、また誰かを支えている関係にあります。人権問題はすべての人に関わる身近な問題であり、一つの人権問題を正しく学ぶことは、すべての人権問題の正しい理解へとつながっていきます。

この理解をとおして、人権感覚を養い、お互いを尊重しあう生き方へ、広がりを持たせることが大切になります。

1. 同和問題（部落差別）

同和問題は、日本の歴史の中で形作られた身分差別により、一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

田辺市では、住民と行政が一体となって同和問題の解決に取り組み、多くの成果を上げてきました。しかし、今なおインターネット上の差別的な書き込みなど、誤った意識や偏見の潜在が見られており、平成28年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法の理念を踏まえ、同和問題解決に向けた取組を推進します。

基本的な取組

- ◆ 同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進
- ◆ 市民一人ひとりが同和問題を「ひとつごと」とせず自分自身の問題と捉え、差別を許さないまちづくりの推進
- ◆ 「えせ同和行為」の排除
- ◆ 「部落差別解消推進法」に基づく施策の推進
- ◆ 「人を大切にする教育の基本方針」に基づいた教育の推進

2. 女性の人権

性別による固定的な役割分担意識や男性優位の考え方が、家庭や職場において差別を生み、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

また、ドメスティック・バイオレンスや職場におけるセクシュアル・ハラスメントや性犯罪など、身体的・精神的・性的暴力の被害者の多くは女性です。

性別にかかわらず人権が尊重され、個性と能力を十分発揮でき、多様な生き方を選択できる社会にするための取組を推進します。

基本的な取組

- ◆ 固定的な性別役割分担意識の見直し
- ◆ 女性の社会参画の促進
- ◆ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆ 男女共同参画推進のための施策の充実

3. 子どもの人権

子どもの人権侵害には、児童虐待、いじめ、体罰などがあります。

また、近年では、インターネットの普及による社会環境の変化とともに、子どもを取り巻く人権問題が深刻化しています。

子どもが社会的に保護され、一人の人間として人権が尊重される環境づくりに向け、家庭・学校・地域と連携した取組を推進します。

基本的な取組

- ◆子どもの人権を尊重した教育・啓発
- ◆豊かな人権感覚を持った子どもの育成
- ◆子どもの人権を尊重する健全な環境づくり
- ◆虐待・体罰・いじめの防止と相談体制の充実
- ◆ひきこもりや不登校児童・生徒への支援
- ◆子育てしやすい環境づくり
- ◆子どもの貧困対策の推進

4. 高齢者の人権

高齢者に対する虐待や介護放棄、悪質商法や振り込め詐欺等の事件は後を絶たず、大きな社会問題となっています。

高齢者が安心して暮らせる社会の実現や生きがいづくり、積極的な社会参加に向けた取組を進めるなど、高齢者が地域社会の中で役割を確保し、自立できるよう支援を促進します。

基本的な取組

- ◆高齢者に対する人権侵害の防止
- ◆高齢者を地域で支え合う環境づくり
- ◆高齢者の自立といつまでも生きがいを感じられる地域社会づくりの推進
- ◆高齢者を介護する家族への支援
- ◆高齢者の財産、権利を守るための支援
- ◆「田辺市長寿プラン2018」に基づいた総合的な施策の推進
- ◆災害時における避難行動要支援者の支援対策
- ◆バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した、すべての人にやさしい生活環境の整備

5. 障害のある人の人権

わが国においては、障害のある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえず、そのため障害のある人の自立や社会参加が阻まれている状況があり、また、障害のある人に対する暴力や虐待などの問題も発生しており、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害のある人の社会参加と自立を促進するために、保健・医療体制の充実、雇用・就労を支援する事業などを実施し、障害のある人もない人もお互いを尊重し、安心して暮らせる共生社会の実現に向けた施策を推進します。

基本的な取組

- ◆ 障害のある人への正しい理解と認識を深めるための教育・啓発の推進
- ◆ 障害のある人を地域で支え合う環境づくり
- ◆ 障害のある人の社会参加の促進
- ◆ 雇用・就労の支援による社会参加の促進
- ◆ 障害のある人の財産・権利を守るための支援
- ◆ 「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」に基づいた総合的な施策の推進
- ◆ 災害時における避難行動要支援者の支援対策
- ◆ バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した、すべての人にやさしい生活環境の整備
- ◆ 「障害者差別解消法」の周知や理解を図る

6. 外国人の人権

外国人であることを理由に、アパートへの入居の拒否や、就労に関する不当な取扱いを受ける等の問題が生じています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥(はいせき)する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となり、平成28年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

同じ地域に暮らす市民として、お互いに尊重し合い、多様性を活かした多文化共生の地域づくりに取り組みます。

基本的な取組

- ◆ 外国の歴史や文化について正しく理解・認識し、ともに生きていく心や態度を育てる国際理解教育を推進
- ◆ 外国人にやさしい生活環境の整備
- ◆ 定住外国人の地方自治への参画
- ◆ 「ヘイトスピーチ解消法」に基づく施策の推進

7. 感染症・難病の人の人権

感染症や難病等に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、患者及び感染者等の相談・支援体制の充実を図り、患者及び感染者等の人権が尊重される地域社会づくりを推進します。

基本的な取組

- ◆ エイズ、ハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及
- ◆ 学校教育におけるエイズ教育の推進
- ◆ エイズやハンセン病患者・元患者の社会参加と社会復帰への支援
- ◆ 難病患者やその家族の人権に配慮した支援体制

8. 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害のほかに、無責任なうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの被害も深刻な問題となっています。

犯罪被害者の人権について理解と認識を深める啓発や、被害者及びその家族を支える社会づくりを推進します。

基本的な取組

- ◆ 犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進
- ◆ 犯罪被害者等のプライバシーを守る配慮
- ◆ 犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりの促進
- ◆ 再被害を防止するための連携

9. 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族は、根強い偏見などのため、住宅の確保や就職に際して差別を受けるなど、社会復帰は厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など、周囲の人々の理解と協力が必要です。

再犯を防止し、安全で安心できる社会を実現するため、温かく支援する地域社会づくりを進めます。

基本的な取組

- ◆ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消
- ◆ 刑を終えて出所した人の社会復帰への支援
- ◆ 青少年の健全育成

10. 情報と人権

■プライバシー権の保護

個人情報の保護は、プライバシー保護の観点から、国民一人ひとりに保障されるべき基本的人権の問題であるとの認識が重要です。

個人情報保護法に基づき、官民一体となって個人情報の保護に取り組みます。

基本的な取組

- ◆個人情報の流出の防止
- ◆「田辺市事前登録による本人通知制度」の普及

■インターネット等による人権侵害

インターネット上には、いじめや自殺、差別的な書き込みなどの情報が数多くあり、ルールやマナーを守って正しく使うための教育・啓発を推進します。

また、ネット上の人権侵害に関する相談体制の充実に取り組みます。

基本的な取組

- ◆インターネットの利便性と危険性を正しく理解するよう、情報モラル教育の推進
- ◆インターネット上の人権侵害に関する相談体制の充実

11. 災害と人権

災害が起きた時、誰もが大きな不安やストレスを感じ、人権感覚が揺らぐため、様々な問題が発生しています。

災害時において、命・人権を守るには、一人ひとりの事情を考慮しながら、普段から人権意識を持ってどのような行動をするべきかを考えておくことが大切です。

高齢者や障害のある人、女性、子どもなど、災害弱者の視点を取り入れた施策を推進します。

基本的な取組

- ◆災害弱者の視点を取り入れた施策の推進及び防災教育・啓発の実施
- ◆災害弱者に配慮した防災訓練の実施
- ◆避難行動要支援者名簿の活用及び更新

12. 環境と人権

環境問題は、近年、私たちの健康や命に大きな危機を与えるようになってきました。

温室効果ガス削減に向けての取組を進めるとともに、環境学習会等を通じて情報提供や啓発活動を行うことで、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していきます。

13. 性的少数者（セクシュアルマイリティ）の人権

性的指向

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということです。

L・・・Lesbian	レズビアン	女性の同性愛者
G・・・Gay	ゲイ	男性の同性愛者
B・・・Bisexual	バイセクシュアル	両性愛者

性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかということで、「心の性」と言われることもあります。

T・・・Transgender	トランスジェンダー	身体の性と心の性が一致しないため、身体の性に違和感がある人
Q・・・Questioning	クエスチョニング	自分自身の性を決められない、わからない、または、決めない人

性的少数者の人への理解や認識は、まだ十分ではなく、日常生活の中で、偏見や差別を受けたり、適切な配慮がされなかったりすることがあります。

多様な性のあり方について、正しい理解と認識が深まるよう啓発活動を推進し、誰もが自分らしく生きていける社会づくりを進めます。

14. 労働者の人権

昨今の厳しい社会情勢から「ワーク・ライフ・バランスが保てない」職場環境の問題や、職場におけるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）の増加など問題が生じています。

こうした様々な問題に対応していくために、組織や各企業に対し、各種研修会の実施や、相談窓口の充実、啓発活動を推進します。

15. 自殺・自死遺族

自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こりうるという認識に立ち、悩みや困難を抱え、自殺を考えるほど辛い状況にある人の「いのち」を守ることや、自死遺族の心のケアのあり方について理解を深める取組を進めます。

16. 生活困窮者の人権・ホームレスの人権

生活困窮者の人権

生活保護には至らないものの生活に困窮している人々の多くは地域から孤立し、支援が必要な方ほど自らSOSを発することが難しいため、支援にあたっては早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

支援にあたっては、相談者一人ひとりの状況に合わせ、包括的に取り組みます。

ホームレスの人権

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなっている人たちへの嫌がらせや暴行などの人権侵害が発生しています。

ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に向け、啓発活動や相談業務に取り組むとともに、ホームレスの自立の支援に取り組みます。

17. 人身取引（トラフィッキング）

性的搾取、労働搾取等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

人身取引をなくすため、私たち一人ひとりがこの問題に関心を持ち、社会全体の問題として解決していくために、啓発に努めます。

18. アイヌの人々の人権

アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための様々な施策が推進されていますが、結婚や就職等における差別等の問題は依然として存在しています。

アイヌの人々の歴史や文化、伝統及び現状について理解を深めるための啓発に努めます。

19. 北朝鮮当局による人権侵害問題

平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日を『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』とするなど、国及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図るよう努めるものと定められました。

拉致問題は重大な人権侵害であり、この問題についての認識を深めるとともに、拉致問題に関連させて、新たな差別や偏見が助長されないように啓発に努めます。

人権施策の総合的な推進体制

推進体制づくり

市の推進体制

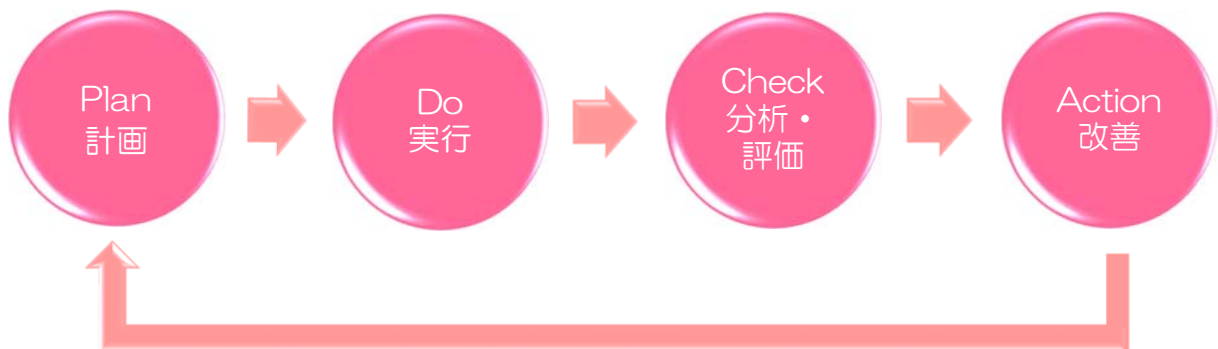
人権問題に関し識見を有する者で組織された「田辺市人権教育啓発推進懇話会」の提言を取り入れながら、庁内組織である「田辺市人権施策推進本部」を中心に、各部署が市民の立場に立った人権意識のもとで人権施策を総合的かつ計画的に推進します。

国・県・関係団体等との連携

国や県、市町村など行政の取組だけでなく、関係団体、地域、学校、企業、NPO等との連携や協働によって、人権課題の解決に関する市民の関心や参加意欲を高めていく取組を進めます。

人権施策の推進管理

毎年、人権施策に関する進捗状況を把握するとともに、人権を取り巻く社会情勢の変化や新たな人権課題に的確に対応するため、PDCAサイクルにより適正な人権施策を実施します。



計画への反映

※PDCAサイクルとは、計画（P）を実行（D）し、定期的に分析・評価（C）を行い、改善（A）を検討し、計画の見直しを行うことです。

人権に関わる主な相談窓口

相談内容	名称	相談日・時間	電話番号
人権	和歌山地方方法務局田辺支局	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-22-0698
	田辺市人権擁護連盟 （田辺市役所 人権推進課内）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-9912
	弁護士による市民法律相談（面接） （田辺市役所 自治振興課）	毎月3回～4回（要予約）	0739-26-9911
子ども	和歌山県紀南児童相談所	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-22-1588
	子育て相談 （田辺市役所 健康増進課）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-4901
	子育てテレホン相談 （田辺市地域子育て支援センター“愛あい”）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-22-9285
	家庭児童相談 （田辺市役所 家庭児童相談室）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時00分	0739-26-4926
	不登校・教育相談 （田辺市教育研究所）	月～金（祝日を除く） 9時00分～16時00分	0739-25-1511
	田辺市いじめホットライン （田辺市教育委員会 学校教育課）	月～金（祝日を除く） 9時00分～16時00分	0739-26-3224
	田辺市いじめ相談ダイレクトメール	毎日24時間	ljime110@city.tanabe.lg.jp
女性	女性電話相談 （田辺市役所 男女共同参画推進室）	月～金（祝日を除く） 8時30分～12時00分	0739-26-4919
DV（ドメスティック・バイオレンス）	紀南DVセンター	毎日24時間	0739-24-3322
障害のある人	障害児・者相談支援センターゆめふる	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-4923 yumeful@vm.aikis.or.jp
高齢者	介護相談 （田辺市役所 やすらぎ対策課 地域包括支援センター）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-9906
健康	一般健康相談 （田辺市役所 健康増進課）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-4901
	ひきこもり相談 （田辺市役所 健康増進課）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-4933
外国人	田辺市国際交流センター	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-4908
その他	市民消費生活相談 （田辺市役所 自治振興課）	月・火・木・金（祝日を除く） 13時00分～16時00分	0739-26-9911
	若者相談 （若者サポートステーション With You 南紀）	月～金（祝日を除く） 10時00分～17時00分	0739-24-0874

どこに相談すればいいのかわからない場合は、Tel：0739-26-9912 田辺市役所 人権推進課に、まずご連絡ください。 【相談日・時間：月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分】



田辺市人権キャラクター
まもるくん

(田辺市人権標語)

人権を 守るお手本 家庭から

令和2年3月

発行：田辺市企画部人権推進課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

Tel：0739-26-9912（直通） Fax：0739-22-5310（代表）

Email：jinken@city.tanabe.lg.jp HP：<http://www.city.tanabe.lg.jp/>

この基本方針について詳しくご覧になりたい方は

[田辺市人権基本方針改定](#)

[検索](#)